

事業者の
みなさん

受動喫煙対策は お済みですか？

健康増進法の改正により、望まない受動喫煙の防止を図る観点から、多数の人が利用する施設について、施設・場所に応じた受動喫煙対策が強化されています。

飲食店や事業所等多くの方が利用する施設は
原則「屋内禁煙」です

施設の管理者には
義務・配慮が
求められます

- 喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
- 標識の掲示
- 各種喫煙室の基準適合
- 喫煙室内に20歳未満の者を立ち入らせない
- 施設の管理者は、施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には喫煙場所（灰皿）を設置しない



義務違反者には
罰則の適応(過料)
が課せられます



最大
50万円

違反した
施設管理者には
最大50万円

最大
50万円

各種喫煙室が
基準に適合しない場合は
管理者に最大50万円

最大
30万円

禁煙に違反して
喫煙した人は
最大30万円

罰則についての
詳細はこちら



喫煙室
設置の際の
必要事項



- たばこの煙の流出を防止するための技術的基準*1を遵守しているか
- 喫煙室の標識及び喫煙室設置施設等の標識を掲示しているか
- 20歳未満の者を立ち入らせていないか
- 喫煙場所を定めるときに望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しているか
- 既存特定飲食提供施設*2は、喫煙可能店や喫煙可能室を設置した場合、市（健康増進課）へ届け出をしているか

*1: ①入口における室外から室内への風速0.2m/秒以上②壁、天井等によって区画されている③煙が屋外に排気されている
*2: ①客席面積100㎡以下②個人経営又は資本金5,000万円以下③2020年3月31日までに営業許可を受けている